

「e シールに係る検討会」開催要綱

1 目的

データの利活用による経済発展と社会的課題の解決を図るためには、信頼のあるデータ流通の基盤となるトラストの確保が重要であり、デジタル化の進展に伴いその必要性は一層高まっている。今後、オンライン取引・手続等において、発行元に関する証明のニーズが高まることが想定されるため、e シールの民間サービスの信頼性を評価する基準策定及び適合性評価の実現にも取り組む必要がある。かかる観点から、組織が発行する電子データの発行元を確認する仕組みである e シールに係る制度について検討するため、本検討会を開催する。

2 名称

本検討会は、「e シールに係る検討会」と称する。

3 検討事項

- (1) e シールの仕組みが有効なユースケース
- (2) e シールの定義及び認証業務のレベル分けに関する事項
- (3) e シールの認定制度の枠組みに関する事項
- (4) e シールの認定基準等に関する事項
- (5) その他

4 構成及び運営

- (1) 本検討会の構成員及びオブザーバは、別紙のとおりとする。
- (2) 本検討会には、座長を置く。
- (3) 座長は、検討会構成員の互選により定めることとする。
- (4) 座長は、本検討会を招集し、主宰する。
- (5) 本検討会の構成員は、やむを得ない事情により出席できない場合において、代理の者を指名し、出席させることができる。
- (6) 本検討会には、必要があるときは、必要と認める者を本検討会の構成員又はオブザーバとして追加することができる。
- (7) 座長は、必要があるときは、外部の関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。
- (8) その他、本検討会の運営に必要な事項は、座長が定めるところによる。

5 議事・資料等の扱い

- (1) 本検討会は、原則として公開とする。ただし、座長が必要と認める場合については、非公開とする。
- (2) 本検討会で使用した資料及び議事概要は、原則として、総務省のウェブサイトに掲載し、公開する。ただし、公開することにより、当事者若しくは第三者の利益を害するおそれがある場合又は座長が必要と認める場合については非公開とする。

6 その他

本検討会の庶務は、総務省サイバーセキュリティ統括官室がこれを行う。

(別紙)

「e シールに係る検討会」構成員一覧

(敬称略、五十音順)

【構成員】

伊地知 理	一般財団法人日本データ通信協会タイムビジネス認定センター長
伊藤 泰樹	公益社団法人日本文書マネジメント協会標準化戦略委員会 委員長
漆 嶋 賢二	GMO グローバルサイン株式会社事業企画部 部長
小田嶋 昭浩	株式会社帝国データバンクプロダクトデザイン部ネットソリューション課 副課長
堅田 英次	東京海上日動火災保険株式会社 IT 企画部 部長
小松 文子	ノートルダム清心女子大学 特別招聘教授
境野 哲	NTT コミュニケーションズ株式会社イノベーションセンター 担当部長
柴田 孝一	一般社団法人デジタルトラスト協議会推進部 部会長
袖山 喜久造	SKJ 総合税理士事務所 所長
手塚 悟	慶應義塾大学環境情報学部 教授
中武 浩史	GLEIF 日本事務所 代表
濱口 総志	慶應義塾大学 SFC 研究所 上席所員
宮内 宏	宮内・水町 IT 法律事務所 弁護士
山内 徹	一般財団法人日本情報経済社会推進協会 常務理事
若目田 光生	一般社団法人日本経済団体連合会デジタルエコノミー推進委員会 企画部会データ戦略ワーキンググループ 主査 株式会社日本総合研究所創発戦略センター シニアスペシャリスト

【オブザーバー】

○関係省庁

デジタル庁

国税庁

法務省

経済産業省

○関係団体

一般財団法人インターネット協会

日本司法書士会連合会